

野々市市ホームページ有料バナー広告掲載取扱要領

平成 21 年 2 月 決裁

改正 平成 21 年 5 月 決裁

改正 平成 22 年 5 月 決裁

改正 平成 24 年 3 月 決裁

改正 平成 27 年 3 月 30 日 決裁

改正 平成 29 年 2 月 1 日 野々市市告示第 14 号

改正 平成 30 年 4 月 1 日 野々市市告示第 42 号

改正 令和 3 年 2 月 決裁

(趣旨)

第 1 条 この要領は、野々市市有料広告掲載取扱要綱（平成 19 年野々市町告示第 54 号）の規定に基づき、野々市市が管理するホームページに掲載する有料バナー広告（以下「広告」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格等)

第 2 条 広告の規格等は、次のとおりとする。

(1) 規格 バナーの大きさは縦 50×横 140 ピクセルで 10K B 以下とし、形式は G I F (アニメ不可、透過 GIF 不可) とする。

(2) 掲載位置 トップページの下段とする。

2 バナーの配置及び枠数は、市長が指定するものとする。

(広告の掲載期間の単位)

第 3 条 広告は、月の初日から末日までの 1 か月間を単位として掲載するものとする。

(広告の掲載順位)

第 4 条 広告は、次に掲げる順位により掲載するものとする。

(1) 国、地方公共団体、公共的団体及びこれらに類する者の広告

(2) 民間企業等で、市内に事業所等を有するものの広告

(3) 前 2 号に該当しない者の広告

2 市長は、広告の掲載を決定する場合において、同一の掲載順位の広告（広告の掲載基準を満たす広告に限る。以下この条において同じ。）の数が、広告を掲載することができる残りの枠数を超えたときは、当該同一の掲載順位の広告のうちから抽選により掲載するものを決定するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、掲載が決定している広告は優先して掲載するものとする。

(広告掲載料)

第 5 条 広告の掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）が納付する広告掲載料は、1 枠につき月額 5,000 円とする。

2 広告主は、広告を掲載した月の 25 日までに広告掲載料を市長が指定した金融機関に納付しなければならない。ただし、25 日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下この条において「日曜日等」という。）に当たるときは、これらの日の直後の日曜日等以外の日を納期限とする。

(広告掲載料の割引)

第 6 条 広告主が、連続 6 か月間又は連続 12 か月間広告を掲載し、かつ、広告を掲載する最初の月に広告掲載料を一括納付する場合は、広告掲載料の 6 分の 1 を割り引くものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告の掲載を希望する者は、野々市市ホームページ有料バナー広告掲載申込書（別記様式第1号。以下「申込書」という。）に掲載しようとする広告の電子データを添えて、掲載を希望する月の前月の1日までに市長に申し込むものとする。

2 申込者は、掲載を希望する最初の月から起算して6か月以内又は連続12か月間の広告の掲載を申し込みできるものとする。

3 市長は、申込書を受理したときは、野々市市ホームページ有料バナー広告掲載審査表（別記様式第2号）を作成し、野々市市広告審査委員会に諮るものとする。
（広告掲載の決定通知）

第8条 市長は、広告の掲載の可否を決定したときは、野々市市ホームページ有料バナー広告掲載可否決定通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。
（広告掲載の取消通知）

第9条 市長は、広告の掲載を取り消したときは、野々市市ホームページ有料バナー広告掲載取消通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。
（広告掲載料の返還）

第10条 市長は、市の都合により広告を掲載することができなかつた場合は、その広告に係るその月の広告掲載料について、次の各号に掲げるその月において広告を掲載することができなかつた日（1日のうち6時間以上広告を掲載することができなかつた日をいう。）の合計の日数の区分に応じ、当該各号に定める額を返還するものとする。

- (1) 5日以上9日以内 広告掲載料の2割に相当する額
- (2) 10日以上14日以内 広告掲載料の4割に相当する額
- (3) 15日以上19日以内 広告掲載料の6割に相当する額
- (4) 20日以上 広告掲載料の全額

2 前項に規定する場合において、同項に規定する日数が5日未満であったときは、その広告に係る広告掲載料は返還しないものとする。

3 市長は、第1項に規定する事由以外の事由により広告を掲載することができなかつた場合は、その広告に係る広告掲載料は返還しないものとする。
（事務）

第11条 広告に関する事務は、市民協働課が掌理する。

附 則

この要領は、平成21年3月1日から施行する。

附 則（平成21年5月決裁）

この要領は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成22年5月決裁）

この要領は、平成22年6月1日から施行する。

附 則（平成24年3月決裁）

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月30日決裁）

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年2月1日野々市市告示第14号）

（施行期日）

1 この要領は、平成29年2月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、

この要領による改正後の様式によるものとみなす。

- 3 この要領の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成 30 年 4 月 1 日野々市市告示第 42 号）

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 2 月 22 日から施行する。

野々市市ホームページ有料バナー広告掲載申込書

年 月 日

野々市市長 宛

申込者 住 所
(所在地) _____
名 称
(法人名) _____
代 表 者
(職名・氏名) _____
業 種 _____
T E L _____
F A X _____
E-mail _____
担当者氏名 _____

野々市市ホームページ有料バナー広告掲載について、次のとおり申し込みます。

1 掲載希望期間	<input type="checkbox"/> 6か月以内の掲載 年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 <input type="checkbox"/> 12か月連続の掲載 年 月 から 年 月 まで
2 広告の内容	※バナー広告の電子データを添付してください。今まで掲載したデータと同様の場合は、その旨を記入してください。
3 申込者のホームページのURL	※バナー広告から申込者のホームページにリンクさせる場合は、そのURLを記入してください。
4 承諾事項	・野々市市有料広告掲載取扱要綱及び野々市市ホームページ有料バナー広告掲載取扱要領を遵守します。 ・野々市市が市税の納税状況調査を行うことに同意します。

この申込書の提出により掲載が決定されるものではありません。掲載の適否については別途連絡いたします。

文 書 番 号
年 月 日

様

野々市市長



野々市市ホームページ有料バナー広告掲載可否決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった野々市市ホームページ有料バナー広告掲載について、次のとおり決定したので、野々市市ホームページ有料バナー広告掲載取扱要領第8条の規定により通知します。

- 1 決定区分 掲載する
 掲載しない

理由：

- 2 掲載月 6か月以内の掲載
年 月 年 月 年 月
年 月 年 月 年 月
 12か月連続の掲載
年 月 から 年 月 まで

- 3 広告掲載料 金 円

- 4 納入期限 年 月 日までに、野々市市指定の金融機関へ納付すること。

- 5 広告掲載条件 野々市市有料広告掲載取扱要綱及び野々市市ホームページ有料バナー広告掲載取扱要領等の規定を遵守すること。

文 書 番 号
年 月 日

様

野々市市長



野々市市ホームページ有料バナー広告掲載取消通知書

年 月 日付けで申込みのあった野々市市ホームページ有料バナー広告掲載について、次のとおり広告の掲載を取り消したので、野々市市ホームページ有料バナー広告掲載取扱要領第9条の規定により通知します。

1 掲載を取り消す掲載月

6か月以内の掲載

年 月 年 月 年 月

年 月 年 月 年 月

12か月連続の掲載

年 月 から 年 月 まで

2 取り消し理由

広告電子データ未提出

広告掲載料未納

その他（ ）